
監 査 委 員

2年監査公表第9号

ほか11名から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 2 年 10 月 16 日

京都府監査委員 井 上 重 典
 同 岡 本 和 徳
 同 森 敏 行
 同 小 林 裕 明

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人 ほかに 11 名から令和 2 年 8 月 21 日に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による請求があった。

2 請求人

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

京都府知事（以下「府知事」という。）及び京都府職員（以下「府職員」という。）らは、次の①から③までのとおり、大嘗祭に係る各事業に公人として参列し、あるいは出張し、その結果、京

都府に 463, 498 円の給与及び旅費の支出をさせた。

① 2019 年 9 月 27 日、南丹市で行われた「主基斎田抜穂の儀」に府知事及び京都府農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）が参列し、ともに、農林水産部主査が府庁から出張

② 2019 年 10 月 15 日、京都府東京事務所長（以下「東京事務所長」という。）が「主基斎田」で収穫された新穀供納に参列するため東京事務所（都道府県会館）から皇居に出張

③ 2019 年 11 月 14 日及び 15 日に行われた大嘗宮の儀に府知事が参列し、16 日の大饗の儀、とりわけ「悠紀殿供饌の儀」と「主基殿供饌の儀」に参列するために京都から出張

上記①から③までの各儀式への公人としての参列及び出張は、いずれも憲法の政教分離原則に違反する。その参列及び出張（公用車の運転者分を含む。）に要した時間分の給与の支払いも、旅費の支出も違憲、違法である。

上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

- ア 事実証明書
- イ 損害額計算書
- ウ 請求によって 2019 年 8 月に公開された文書
- エ 同 2020 年 2 月に公開された文書
- オ 同 2020 年 3 月に公開された文書
- カ 西脇隆俊京都府知事宛て 2019 年 7 月 30 日付け天皇代替わりに伴う違憲行為を監視する有志の会の「要請文」及び 2019 年 10 月 14 日付け「抗議書」
- キ 新聞報道等のコピー資料

(2) 請求人の措置請求

監査委員は、府知事に、給与支払を受けた府職員や支出手続を行った府職員に対し、その受取額の返還をさせ、又は支出額の損害賠償をさせる等、本件支払及び支出を是正するに必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

第 2 請求の受理

本件請求については、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を「本件事業に係る支出が、法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか」とした。

2 監査対象部局

農林水産部

第 4 請求人の証拠の提出及び陳述

- 1 請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定により、令和 2 年 9 月 8 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第 8 項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたところ、関係執行機関の職員 3 名が立ち会った。
- 2 当日は、請求人、及び並びに の代理人が出席し、それぞれが請求の要旨

を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

なお、請求人から新たな資料として「主基斎田抜穂の儀・住民監査請求意見陳述書」の提出があった。

(1) の陳述

本件監査請求の対象となる3件の宗教儀式に関して参考になる裁判例が二つあるので、そのことを述べる。一つは、30年ほど前の大阪即位・大嘗祭違憲訴訟（大阪高裁平成7年3月9日判決（平成4年（行コ）第48号）。以下「大阪即大訴訟」という。）であり、もう一つは、同時期に、京都府とほとんど同じ事象の大分県の抜穂の儀訴訟（最高裁平成11年（行ツ）第77号平成14年7月9日第三小法廷判決）。以下「大分抜穂の儀訴訟」という。）である。

先ず1点目に3件の儀式が宗教儀式であることには争いが無いことである。

初めに確認すべきことは、本件監査請求が問題としている3件の儀式、すなわち、主基斎田抜穂の儀、新穀供納、大嘗祭の儀及び主基殿供餞の儀のいずれもが、宗教儀式であることには疑問の余地がない。大阪即大訴訟において、原告らに損害がないとしたのも、大分抜穂の儀訴訟判決が目的効果基準を用いたのも、これら儀式が宗教儀式であることを前提して、損害がないとか、かかわりの程度は許される限度だとしたのであって、当該の儀式が宗教儀式であることは当然の前提とされている。

2点目。大阪即大訴訟が原告敗訴であったことの意味である。

同訴訟は、原告らから国に対する損害賠償請求であったため、原告らには違憲違法な国費支出であっても損害がないとして請求が棄却されている。また、地裁判決においては、損害がないという前提から、違法性の判断自体が避けられてしまっている。このことは、国が違法行為を犯してもそれを住民が正すことができない、あるいは、極めて難しい事態を招くので、このこと自体は改善が望まれることである。

しかし、本請求において請求人らは単に違憲違法な支出の是正を求めているだけであるから、監査人においては、請求人らの損害などということには全く関心を払わずとも、同判決に基づき明確な監査結果が出せると思われる。

3点目。大分抜穂の儀訴訟において、知事らの参列が違憲違法だとされなかったことについて、つまり目的効果基準の問題である。

30年前に主基田に卜定された大分県において違憲訴訟が提訴され、違憲性がないとの判断がされた。最高裁判決も出ているが、なぜ参列は違法ではないと判断されたのであろうか。それは、知事らの参列の目的は、地元で開催される天皇即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽

くすというものであると認められ、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではないと認められるので、途中省略するが、政教分離規定に違反するものではないと解するのが妥当と言われたわけである。この判決、判断の根拠になっているのは、津地鎮祭違憲訴訟の最高裁判決以来、何度か、繰り返されてきた、政教分離規定を有名無実化する緩和規定、いわゆる目的効果基準である。しかし、この基準については、そもそもどうの場合にこうした緩和を行う必要があるのか、目的や効果の判定が、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、とされていることに客観的な法的規範性があるのかなどと、当初から様々な批判があった。憲法第20条は第3項に政教分離を規定し、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならないとしている。目的効果基準はこれの例外を認めるものだから、宗教団体創立の私学への助成金などのようにそれをも禁止すれば、かえって法の下での平等に反するというようなことがない限り、使用してはならないものと言うべきである。ところが、これまでの、この基準を用いた判決はそうした必要性のないものばかりであった。

そして、ついに、自治体の政教分離違反の利益供与、財政支出に関して、目的効果基準を用いることのない新しい憲法判断が最高裁によって示された。北海道砂川市政教分離違憲訴訟空知太神社事件で、その後、目的効果基準はそれ自体を廃すべきであるとの研究論文も多数発表されている。この砂川判決に示された基準に従えば、本件支出は当然のことであるが、かつての大分県における支出も違法とされたはずだと思う。

4点目は、簡単に、主旨だけ述べる。

天皇に神性を付与する、そういう儀式が、単なる社会儀礼であるとは、到底言えないこと。したがって、目的効果基準を使ってもおかしいということである。これが違法だと判断されることは、誰にとっても悪いことではない。それは、皇室に属する人を含めてそうではないということも見てほしいと思うので、憲法に基づいて、妥当な、合理的な、判断をしていただくことを、切に求めて、私の陳述を終えることにする。

(2) の陳述

私の専門がドイツ現代政治、平和研究であるが、日本とドイツというのは、非常によく似た、近現代の歩みをしてきたが、現在の立ち位置というのは非常に対照的だと思う。ドイツが近隣諸国との和解を達成し、欧州地域統合で、中心的な役割を果たしているのに対して、日本は周辺諸国との良好な関係が築けていない。

元西ドイツ首相のヘルムート・シュミット氏は、「日本の友人は、世界にわずかしかない。決定的なのは、日本が征服や犯罪行為をあったこ

ととして認め、それを遺憾に思うことができないことにある」と述べている。この戦争責任意識の欠如ということについて、日本でも、非常に有名なアメリカの歴史学者ジョン・ダワー氏は、「天皇の責任をアメリカ人が見て見ぬふりをしただけではなくて、否定さえしたことによって、「戦争責任」という問題の全体が、ほとんど冗談になってしまった」と指摘をしている。

この戦争責任の問題というのは、あの時代の当事者というか、昭和天皇個人あるいはその時代で終わらせることはできない。ドイツは今もなお、加害者の処罰をしている。あるいは、被害者への補償を行っている。刑罰、具体的には、刑法第130条の民衆扇動罪、あるいは、教育を通じて、二度と人権侵害、民族殺戮^{さつりく}ということを起こさないという取組を進めている。

これら一連の取組を「過去の克服」と呼ぶが、これには終わりが無い訳であり、そうした自国への批判的なまなざしというのは決して「自虐」ではない。今のドイツで新しいアイデンティティというものが形成され、それが、世界から大きな信頼を集めていると言えると思う。

日本もドイツも敗戦国として、非軍事化・民主化の政策を受け入れたわけであるが、日本においては、1945年12月15日のいわゆる神道指令というものがある。国家神道というものが、日本の超国家主義、軍国主義の源泉であるという観点から、神道を国家から分離するということであるが、しばしば、政教分離というのは、法律の解釈として議論されがちだが、この神道指令というものを深く読み込んでいけば、これは単に法的な解釈の問題ではなく、日本人の精神構造の問題として捉えなければいけないと思う。

政治学者の丸山眞男氏が「無責任の体系」というものを言ったが、今でも残念ながら続いているということ、あるいは、特に今回のコロナでは、「自粛警察」というような、草の根ファシズム現象というものもあつたりしている。日本ではしばしば、「戦争への反省」というフレーズはあるが、当たり前の話だが、戦争というのは、自然現象ではなく、その戦争を招いた暴力支配というものへの省察が欠けていると思う。

日本の場合、それは治安維持法の政治ということであるが、今の政権では、それ自体、その人権侵害自体も、問題ではなかったというような、発言、あるいは、閣議決定がなされている。その背景には、日本の国は天皇の国として、変わることはないという本質主義があるように思う。

しかし、その時代を超えた普遍の本質などというのは、それ自体がフィクションであり、生まれながらにして、いわば日本人というのは優越であるというような態度であり、逆に言うと、他者を差別排除するという非常に危険な文化的暴力だと

言えると思う。

今回のその宗教儀式への出席というものは、文字通り、本質主義的に、天皇というものを前にして自分でものを考えない、権威主義的・臣民的価値観を助長する、非常に、反民主主義的な行為だと思う。

(3) の陳述 () による代読)

昨年の天皇代替わり儀式の問題性というのは、近代天皇制の政治的社会的性格に係る的確な理解を踏まえて把握されるべきである。

日本の敗戦後、連合国は神道指令を発し、「非宗教的な国家的祭祀として類別される神道の一派に行政が特別な保護を与えることを禁じ、神道と神社に対する公の財源によるあらゆる財政的援助並びに公的要素の導入を禁止する。加えてこのような行為の即刻停止を命じる」と定めた。戦争中に東京帝国大学教授の地位を追われた無教会主義のキリスト者矢内原忠雄は戦後に神道指令を解説した文章において、神社は満州事変以来最悪の形における国教化を経験したと告発している。日本国憲法における宗教分離、政教分離規定は、このような最悪の形における国教化への痛烈な反省が込められているとみるべきである。

近代天皇制の基本概念とは、歴史学者安丸良夫氏が指摘した通り、「万世一系の皇統、天皇現人神と、そこに集約される階続性秩序の絶対性・不変性」であり、「祭政一致という神政的理念」である。この場合の「階続性秩序」とは「血統」を根幹として「貴種」と「賤種」を区分する身分制秩序であり、「血統上」の日本民族を他の民族よりも優位に置く自民族中心主義的な秩序であり、男性を女性よりも優越させるそういう家父長主義的な秩序である。宗教は本来的には超越的原理に従って既存の差別的秩序を疑問視し相対化する役割を果たすにもかかわらず、近代天皇制は「最悪の形における国教化」を通じて諸宗教の本来の機能を弱体化させ、既存の権力関係に依存した「階続性秩序」を守ろうとしてきた。このような意味での近代天皇制の根幹に位置するのが、特定の「血統」を正当化し莊嚴化する儀式としての大嘗祭である。

昨年の大嘗祭に先だって、秋篠宮は宗教性が強いものを国費で賄うことが適当かどうかという問題を提起して皇室家の「私費」に当たる「内廷会計」で賄うべきとの見解を示した。秋篠宮の発言は天皇制の存続延命を前提としている点では陳述者と立場を異にするものの、「私費（内廷会計）」支出を求めている点に限っては日本国憲法との整合性をとるための必要最低限の措置として評価できると考える。1990年の代替わり儀式に際しての日本弁護士連合会の声明や、その他の政教分離訴訟がこうした発言をせざるを得ない状況に皇位継承者たる皇族を追い込んだとこういうふうに見るべき

である。それにもかかわらず、今日の政権はこうした発言も無視して「公費（宮廷費）」を支出し、京都府もまた本件請求、監査請求の対象とする案件について公費を支出した。

天皇代替わりに関する公費支出は公的領域と私的領域の境界線を破壊し、国家の私物化、税金の私物化をもたらすものであり、断じて容認することはできない。

(4) の陳述

私は本年76歳になる日本国籍を持つ在日朝鮮人（韓国と朝鮮の総称として用いる。）2世である。私の両親は朝鮮半島の片田舎で生まれ育った平凡な農民だったが、日本の植民地支配の諸政策によって生活が疲弊し、農民であるのに自分で生産した米が食べられない状況に陥り、1925年先ず父が職を求め、続いて1927年、母が日本の京都に移住し、私たちを生み育ててきた。現在、私には3人の子どもと6人の孫がいる。今日の日本には、未だに我々朝鮮人に対する民族差別が後を絶たない。その根本原因は、戦前の天皇制国家による侵略戦争、朝鮮植民地支配の責任が曖昧にされていることにある。

戦前の大日本帝国憲法の下、天皇が国家の統治権、統帥権の責任を持つ天皇制国家が形成され、その精神的基盤を醸成するものとして、国家神道が形成された。戦前の朝鮮植民地支配において、我が民族を天皇の赤子とすべく行われた「朝鮮語禁止・日本語矯正教育」、「神社参拝の強要」、「創氏改名」により、朝鮮民族に精神的苦痛を与えたばかりでなく、侵略戦争遂行のために、強制徴用・徴兵が行われ、また、若い女性に対して、「従軍『慰安婦』」政策が行われた。これらによって生じた戦争責任問題は、今日においても「徴用工問題」、「従軍『慰安婦』問題」、「朝鮮人B・C級戦犯問題」として未解決のままになっている。これらの戦争責任問題は戦争の最高責任者、旧日本軍の大元帥である昭和天皇、裕仁が負わなければならないが、今日まで曖昧なままにされている。

日本のアジア侵略戦争によって、300万人以上の日本人だけでなく、尊い2,000万人以上のアジア人の命が奪われた。この反省の上に立って今日の憲法が策定され、施行されたのである。特に、第20条の政教分離は、戦前の国家神道が果たした侵略戦争遂行のための役割を反省し、戦後は国家神道が解体され、日本人のみならず、朝鮮民族アジア民衆が精神的呪縛から解放されたのである。

昨年秋の天皇代替わりに伴う「大嘗祭」をはじめ「主基斎田抜穂の儀」などの諸儀式は明らかに国家神道に基づく宗教行事である。1990年に行われた天皇の代替わりに伴う諸行事に提訴された大阪の「『即位の礼・大嘗祭』違憲訴訟」において、大阪高裁は、憲法の政教分離原則に明白に違反し

ていると指摘している。91年大分地裁での「大分抜穂の儀違憲訴訟」においても、宗教儀式を認定している。しかしこれらの裁判においては、「原告人らの損害の事実が認められない」として、裁判は原告敗訴となった。1977年の「津地鎮祭違憲訴訟」における最高裁判決をはじめ、国家神道にかかわる宗教儀式は明らかに憲法第20条に違反していることは、明白である。

昨年、9月27日、南丹市で行われた「主基斎田抜穂の儀」に府知事はじめ農林水産部長らが参列したこと、同年10月15日、東京事務所長が「主基田」で収穫された新穀供納のため、東京事務所から皇居に出張したこと、同年10月28、29日に行われた大嘗宮の儀及び饗宴の儀に、府知事が参列したこと、同年11月14、15、16日の3日間、府知事が大宴の儀、とりわけ15日に行われた「悠紀殿供饌の儀」と「主基殿供饌の儀」に参列したこと。これら一連の天皇代替わり行事に府知事や京都府公務員が関わり、公費を支出したことは明らかに憲法第99条が定める「天皇又は摂政及び国、国务大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」に違反していることは明白である。

冒頭にも述べたように、私たち朝鮮民族は戦前の天皇制国家と侵略によって甚大な被害を被ってきた。少なくとも、戦後の憲法の下では、基本的人権の一つとして、信教の自由が保証されなければならない。特に、戦前、天皇と国家神道が一つとなって、日本人、朝鮮人をはじめアジアの民衆を苦しめ、甚大な被害を与えたことを考えるならば、二度と同じ轍を踏ませてはならない。

京都府民として、府知事や公務員が憲法違反行為を行い、そのことに府民の血税が使われたことは、決して許されないことである。

(5) の陳述（代理人による代読）

戦前の天皇制における靖国神社の中核となった国家神道が祭祀として国民全てに強制されたのは、周知のことである。その最高の祭祀者は、いうまでもなく天皇である。まさに祭政一致であった。それは、日本内のみならず、植民地とされた台湾、朝鮮にも強制された。自らの宗教を天皇によって奪われたのである。戦後、国家神道の解体が行われ、祭政不一致と信教の自由が日本国憲法にうたわれたが、本当に実現しているのだろうか。

皇室祭祀は今なお行われている。大祭として、元始祭、昭和天皇祭、春季・秋季皇霊祭、神殿祭、神武天皇祭、神嘗祭、新嘗祭には、国政の責任者や高級官僚らが出席し、天皇とともに慰霊を行っている。こうした事実は、国家神道が解体したとはいい切れない点であり、憲法に抵触すると考えられる。

このたび、「主基斎田抜穂の儀」に対し住民監

査請求書を提出した。私の研究課題である女性差別についても述べたい。皇室典範第1章、皇位継承、第1条は、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」という内容である。近代天皇制からの継続であり、現在の天皇制の根幹をなす最大といってもよい女性差別である。憲法第14条の「法の下での平等」には、「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたっている。天皇家は「国民」ではないから憲法違反とはならないのだろうか。しかし、世界の趨勢は女性差別をなくす方向に動いている。

女性が天皇になれないという女性差別は、女性差別撤廃委員会から日本も批准した「女性差別撤廃条約」をもとに指摘されている。「女性差別撤廃条約」第1条における「女子に対する差別」の、「性に基づく区別、排除または制限」に反するものである。

2016年3月、女性差別撤廃委員会から、「皇室典範」に対して、最終見解案が日本政府に提出された。「皇室典範に男系男子の皇族のみに皇位継承権が継承される規定が女性差別にあたる」とし、「皇位継承が女系の女子にも可能となるよう皇室典範を改正すべきである」という内容であった。まさに女性排除に対する見解であり、「男系男子の皇族のみの皇位継承権」は女性差別である。

これまでも女性が天皇になれないことは、国会でも問題になった。1985年の参議院予算委員会で、久保田真苗参議院議員（当時）が、「外務省は、「天皇が日本の象徴であり、日本国民統合の象徴」であるから、婦人の人権と基本的自由という範疇に入らないと解釈している。しかし、国の象徴であると憲法に定められているものが絶対的に女性を排除していることについて、私は非常に遺憾に思う。外務大臣は、どう思うか」と質問した。

安倍晋太郎外務大臣（当時）は、「女子に対する差別」には該当しないと解釈している。ただ、諸外国の王位継承等について、今後その動きに十分注意を払って情報の収集を進めていきたい。しかし、皇位につく資格は基本的人権に含まれるものではない」と述べた。久保田議員からの「天皇が国民統合の象徴であれば、国民の2分の1以上を占める女性を排除する理由は何らない。皇室典範は改正すべきではないか」との質問に対し、小和田外務省条約局長（当時）は、「皇室典範は女性の人権及び自由を害するものではないから条約の対象としている差別には当たらない」と回答。さらに、宮内庁の山本次長（当時）は、「我が国古来の伝統を採用する、の一言に尽きる」と繰り返した。久保田議員は、「これまでの天皇には女帝もいた。女性を排除したのは明治以降である」

と反論したが、政府、宮内庁の考えを覆すことはできなかった。

2016年3月の女性差別撤廃委員の「意見案」に対して、日本政府の対応は、菅義偉官房長官（当時）が記者会見を行い、「我が国の皇位継承については国家の基本的事項に関わることだ。皇位が男系継承されている歴史の重みを受け止め」と説明、のちに安倍晋三首相（当時）も同じ考えであることを表明した。

特に、この度の天皇代替わりの「令和」の儀式で最も重要とされる「剣璽等承継の儀」（2019年5月1日）に、女性皇族は参列できなかった。この決定は、式典委員会が議論することなく前例を踏襲するかたちをとったのである。このように天皇家内にも女性差別が存在している。

最後に、私の天皇制に対する考えを明らかにする。「皇室典範」が変更され、女性が天皇になることが可能になっても、天皇制そのものに問題があると考えるので、天皇制そのものに反対する立場である。

その問題とは、天皇制が差別を生み出しているからである。生まれという個人ではどうしようもない理由で特定の人が皇位に就くこと、そのことが差別であり、市民とは上位にある地位に存在する人がいることが問題だと考えるからである。

また、その地位が「世襲」であるという問題点もある。「世襲制」は、女性差別や部落差別、人種差別などを生み出す原因となるからである。

上記の理由を踏まえ、今回の「主基斎田抜穂の儀」が憲法違反であること、女性差別をはじめ、さまざまな差別につながることで、その儀式に府知事や関係者が公費を使って出席したことに対し、憲法に照らした判断を求める。

第5 関係執行機関の陳述

1 関係執行機関の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、法第242条第8項の規定により、請求人の立会いを認めたところ、請求人4名（うち1名は代理人）が陳述に立ち会った。

2 関係機関の職員3名が出席し、農林水産部農産課長が請求の要旨に対する次の趣旨の陳述を行った。宮内庁によると、令和の御代替わりに伴う大嘗祭については、次のとおりとされている。

大嘗祭の意義は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて大嘗宮において新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、自らもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家、国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。

それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。

大嘗祭は、皇位が世襲であることに伴う一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるため、令和の御代替わりにおいても、皇室の行事として、皇室の伝統に従い、先例等を参酌して行われた。

大嘗祭の中心的儀式である大嘗宮の儀は、悠紀殿供饌の儀と主基殿供饌の儀であり、悠紀殿供饌の儀は令和元年11月14日の夕方から夜にかけて、主基殿供饌の儀はその翌日の11月15日の暁前に行われ、これに引き続き、大饗の儀が11月16日及び18日に行われた。

大嘗祭の場所は、約1,200年前、平安京に都が定められて以来京都で行われ、東京に都が遷された明治以降も、明治度を除いて京都で行われてきたが、平成度は、東京の皇居東御苑で行われ、今回も同所で行われた。

大嘗宮の儀においては、あらかじめ^{ほくじょう}卜定した悠紀、主基の両地方の斎田で収穫された新穀が、それぞれ悠紀殿供饌の儀、主基殿供饌の儀における神饌御親供や御直会に用いられるのが古来の伝統とされている。

今回は、悠紀の地方として東日本から栃木県、主基の地方としては西日本から京都府が^{ほくじょう}卜定され、悠紀の地方の斎田で収穫される新穀が悠紀殿供饌の儀に、主基の地方の斎田で収穫される新穀が主基殿供饌の儀にそれぞれ供進されたものである。

以上が宮内庁によるものである。

なお、この主基の斎田については、南丹市八木町のキヌヒカリが選定され、収穫を行う斎田抜穂の儀が令和元年9月27日に同所で執り行われるとともに、収穫された新穀が令和元年10月15日に皇居に供納された。

これらの大嘗祭の儀式に関して、令和元年9月27日南丹市八木町で行われた斎田抜穂の儀に、府知事及び農林水産部長が参列し、令和元年10月15日の新穀供納には、東京事務所長が参列した。

また、令和元年11月14日及び15日の大嘗宮の儀並びに同月16日の大饗の儀には府知事が参列した。

しかし、請求人指摘の主基田抜穂の儀いわゆる斎田抜穂の儀には、府知事及び農林水産部長が参列したが、農林水産部主査は出張していない。

その他の出張については、請求の要旨のとおりである。

大嘗祭及び主基田関係儀式に参列した府知事及び府職員に関する経費の支出については、憲法上の政教分離規定に反し、明白に違憲違法な支出であるとの請求人の主張に対して、関係執行機関としての意見を述べる。

今回の大嘗祭については、宮内庁によると、先例を参酌して行われたとされているが、平成の御代替わりの大嘗祭では主基斎田に大分県が選ばれ、同県で開催された主基斎田抜穂の儀には大分県知事及び大分県職員が参列している。

この主基斎田抜穂の儀に参列した大分県知事及び

大分県職員の儀式参列に関する経費支出について住民訴訟が提起され、平成14年7月9日に最高裁判決がなされている。

この最高裁判決では、「主基斎田抜穂の儀は、天皇が皇祖及び天神地祇に対して安寧と五穀豊穡を感謝するとともに国家や国民のために安寧と五穀豊穡等を祈念する儀式である大嘗祭に関連して行われる諸儀式の一つであり、神殿等が設置された斎場において、神道の儀式にのっとり一定の祭具を使用して行われたというのであるから、大分県の知事、副知事及び農政部長である被上告人らがこれに参列した行為は、宗教とのかかわり合いを持つものといわざるを得ない。しかしながら、原審が適法に確定した事実関係によれば、大嘗祭は、7世紀以降、天皇の即位に当たり行われるようになった儀式であり、一時中断された時期はあるものの、皇位継承の際に通常行われてきた皇室の重要な伝統儀式であるところ、主基斎田抜穂の儀は、大嘗祭の中心的儀式である主基殿供饌の儀において使用される新穀を収穫するための儀式であり、大嘗祭の一部を構成する一連の儀式の一つとして大嘗祭挙行の際に欠かさず行われてきたものであって、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式としての性格を有するものである。被上告人らは、宮内庁から案内を受け、地元の農業関係者等と共に主基斎田抜穂の儀に参列して拝礼したにとどまる。主基斎田抜穂の儀への被上告人らの参列は、その開催地において重要な公職にある者の社会的儀礼として、地元で開催される天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意、敬意を表する目的で行われたものであるというのである。これらの諸点を鑑みると、被上告人らの主基斎田抜穂の儀への参列の目的は、地元で開催される天皇の即位に伴う皇室の伝統的儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすというものであると認められ、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではないと認められる。したがって、被上告人らの主基斎田抜穂の儀への参列は、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと解するのが相当である」と判示している。

よって、今回の請求要旨①の主基斎田抜穂の儀に関する今回の府知事及び農林水産部長の参列は、先ほど申し上げた最高裁判決を踏まえ、「天皇の即位に伴う皇室の伝統行事としての性格」のある儀式に、「宮内庁からの案内」を受けた開催地の府知事及び農政所管部長が「社会的儀礼」として参列したものである。

したがって、地元で開催される天皇の即位に伴う

皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意、敬意を表する目的で、参列したものであり、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではない。

また、請求要旨②の新穀供納については、主基田の地元都道府県として、斎田米を供納する儀式への参列について宮内庁から案内を受け、東京事務所長が参列したものであり、最高裁判決を踏まえ、「天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式としての性格」のある儀式に、「宮内庁からの案内」を受けたことから、「社会的儀礼」として府職員が参列したものであり、請求要旨①の主基斎田抜穂の儀と同様に、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではない。

次に、平成の御代替わりの際の大嘗祭参列については、鹿児島県知事が大嘗祭に参列するための旅費に関する住民訴訟が提起され、平成14年7月11日に最高裁判決がなされている。

この最高裁判決は、「大嘗祭は、7世紀以降、一時中断された時期はあるものの、皇位継承の際に通常行われてきた皇室の重要な伝統儀式である、被上告人は、宮内庁から案内を受け、三権の長、国務大臣、各地方公共団体の代表等と共に大嘗祭の一部を構成する悠紀殿供饌の儀に参列して拝礼したにとどまる、大嘗祭への被上告人の参列は、地方公共団体の長という公職にある者の社会的儀礼として、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意を表する目的で行われたものであるというのである。これらの諸点に鑑みると、被上告人の大嘗祭への参列の目的は、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではないと認められる。したがって、被上告人の大嘗祭への参列は、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の確保、保証と、保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと解するのが相当である」と判示している。

よって、請求要旨③の大嘗宮の儀に関する今回の府知事の参列については、先ほど申し上げた最高裁判決を踏まえ、「皇位継承の際に通常行われてきた皇室の重要な伝統儀式」に、「宮内庁からの案内」を受け、三権の長、国務大臣、各地方公共団体の代表等と共に大嘗祭の一部を構成する悠紀殿供饌の儀及び主基殿供饌の儀に参列して拝礼したにとどまるものであって、「地方公共団体の長という公職にあ

る者の社会的儀礼」として参列したものである。

また、請求要旨③の大嘗の儀については、大嘗宮の儀終了後、天皇陛下が大嘗祭の参列者に斎田から産する新穀をもって調製した酒と料理を賜り、共に召し上がって安寧と豊作を祝う節会、として行われるとされている「皇位継承の際に通常行われてきた皇室の重要な伝統儀式」に、「宮内庁からの案内」を受け、「地方公共団体の長という公職ある者の社会的儀礼」として参列したものである。

したがって、府知事のこれら大嘗祭への参列の目的は、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではなく、また、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものではないため、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではない。

また、請求人は、天皇代替わりに伴う違憲行為を監視する有志の会が府知事に対し要請文を提出しているから、被請求人らは自らがなそうとする行為の違憲、違法性を十分承知していたと主張しているが、要請文を受けた関係執行機関としては、先ほど申し上げた2件の最高裁判例に照らして判断し、儀式に参列等をしたものである。

さらに、請求人は、「即位の礼、大嘗祭等に国が関わり国費を支出することが憲法の政教分離原則に違反することは、先の即位の礼、大嘗祭への国費支出を問う訴訟において大阪高等裁判所が明白に指摘している」と主張している。

しかし、同判決は、即位の礼、大嘗祭等に国が関わり国費を支出することが憲法の政教分離原則に違反するとは判示していないことから、請求人の指摘は誤りである。

そもそも、同判決は、損害賠償請求との関係で、本件行為である、国が即位の礼及び大嘗祭に係る諸儀式・行事を国費で執行したことが、直接的には個人に向けられたものではなく、個人に何らの具体的な義務や負担を課すものではないから、個人の思想等の形成、維持に具体的かつ直接的に影響を与えたとはいえず、思想・良心の自由、信教の自由を侵害したと評価することはできない、と判示したに過ぎず、本件行為が政教分離原則に反するか否かを明確に判断したのではなく、関連する判示部分はいわば傍論に過ぎないものである。

改めて、本件監査請求対象となる儀式への府知事及び府職員の参列等については、憲法上の政教分離原則に反するものではなく、違憲、違法なものではない。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定

した。

本件措置請求事項に係る請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項に関し、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 本件請求に係る出張及び参列をした者(以下「出張参列者」という。)は、次のとおりである。

ア 令和元年9月27日の「主基斎田拔穂の儀」

府知事及び農林水産部長

イ 令和元年10月15日の「新穀供納」

東京事務所長

ウ 令和元年11月14日及び15日に行われた「大嘗宮の儀」並びに16日の「大饗の儀」

府知事

なお、アからウまでのいずれも目的地又は京都駅まで、公用車により運転者が送迎しているが、運転者はそのいずれにも参列はしていない。

(2) 出張及び参列した儀式及び行事(以下「儀式等」という。)の内容は、宮内庁によれば次のとおりである。

ア 「主基斎田拔穂の儀」

斎田で新穀の収穫を行うための儀式

イ 「新穀供納」

主基斎田で収穫された新穀の供納をする行事

ウ 「大嘗宮の儀」

天皇が即位の後、大嘗宮の悠紀殿及び主基殿において初めて新穀を皇祖及び天神地祇に供えられ、自らも召し上がり、国家・国民のためにその安寧と五穀豊穰などを感謝し、祈念される儀式

エ 「大饗の儀」

大嘗宮の儀の後、天皇が参列者に白酒、黒酒及び酒肴を賜り、ともに召し上がる饗宴

(3) 儀式等への参列案内

儀式等への参列については、いずれも宮内庁の案内に応じたものである。

2 判断

上記事実関係を踏まえ、本件監査の判断は、次のとおりである。

(1) 儀式等は、神道にのっとり一定の祭具を使用して行われたものもあることから、請求のあった一連の参列は、宗教と関わり合いを持つものと言わざるを得ないが、天皇の即位に伴う古来からの皇室の伝統儀式としての性格を有するものである。

(2) 儀式等への知事及び府職員の参列は、宮内庁の案内を受け、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である天皇の即位に、祝意及び敬意を表する目的で行われたものであり、社会的儀礼として行われたものであると認められる。

(3) また、(2)に鑑みれば、その効果も、特定の宗教

に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではないと認められる。

(4) したがって、請求のあった一連の儀式等への参列は、宗教との関わり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと認められる。

(5) なお、知事及び府職員を送迎した運転者についても憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと認められる。

(6) 以上のことから、本件支出について、これを是正する事由は認められない。